

法律第五号（平三〇・三・三一）

◎東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）